

第3回福岡県宿泊税検討委員会（議事録）

- 1 開催日時 令和5年9月12日（火）13時～14時15分
- 2 開催場所 福岡県中小企業振興センター202会議室
- 3 出席者 6名
- 4 傍聴者 1名
- 5 議事概要

■委員長挨拶

（勢一委員長）

9月になりましたけれども、残暑厳しい中で、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は第3回の委員会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

前回の会議では、事務局から本委員会の報告書の素案をお示しいただきまして、委員会としてまとめの方向性について議論をいただきました。その議論を受けまして、まとめの部分を加えた報告書案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認をいただいた上でパブリックコメントを実施いたしました。

今回はパブリックコメントの結果について、事務局からご報告いただいた上で、本委員会の報告書を取りまとめる予定にしております。

限られた時間ではございますが、皆様方からの忌憚のないご意見をいただきまして、今回も実りある議論としたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

■議事 「福岡県宿泊税検討委員会 報告書（案）」に対するパブリックコメントの結果について 冒頭、事務局から配付資料に基づき説明、その後意見交換

（勢一委員長）

ただいま事務局からパブリックコメントの結果について説明をいただきました。

このパブリックコメントについては、この検討委員会の名で実施しております。貴重な意見をちょうだいしまして、その意見に対してはパブリックコメントの制度の考え方として、回答して、必要なものについては、報告書の中にそれを取り入れる作業をすることになります。その回答については事務局の方で案を作って、今回紹介をしていただいたという形になります。

ここでは、このパブリックコメントで、市民の方からいただいた個別意見に対する本委員会の考え方としてこのようなお返事でよろしいかという点のご確認と、あとはこのいただいた意見について、これから検討する報告書案の方に変更を加える必要があるかというところのご確認をお願いできればと思っております。

多様な意見をいただきましたが、かなりの部分は、県の観光政策に対するご要望とも重なるところが多かったと思います。

宿泊税の制度に関するものについては、この委員会から回答するという形になりますが、県全体の観光政策については、私どもの所掌ではございませんので、事務局の方で補足できるようなご紹介があるようでしたらお願いできればと思います。

例えば、最後の7のその他のところ、「なぜレジャーホテルの利用者については対象になっていないのか」というような部分、これは宿泊税ではないですけれども、もし差し支えなければ、追加のご説明をしていただけると、意見を出した方にとってはありがたい機会だと思いますので、もし補足いただけるようであればお願いできればと思います。全体的なところで確認をしていただいて、ご意見をお伺いしたいと思います。皆様方、ご意見いかがでございましょうか。

事務局から意見に対する考え方、回答の方も含めてご紹介いただきましたけれども、税制度に対して頂戴したご意見については、すでに宿泊事業者へのアンケートにおいて記載されている意見とかなり類似のもの、重複するものであるかなという認識を持っておりまして、これについては第2回の時に、皆様に一度丁寧にご議論をしていただきました。

そのため、その他の点について皆様の方で何かご意見ございましたら、ご指摘をいただければと思います。

(意見なし)

委員の皆様からはご指摘がありませんでしたので、パブリックコメントに寄せられた貴重なご意見でしたが報告書案の方には、我々のこれまでの議論で加えることができていると思いますので、報告書の内容を変更する必要はないとさせていただきます。

事務局の方で、何か補足等必要なことありますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

先ほど、勢一委員長の方からお話ございました「その他」のところの対象外のところは、基本的には国に準じて制度を運用している状況でございまして、どこまでこの考え方の中に記載するかというのはちょっと検討が必要かなというふうに思っておりまして、また委員長にご相談をさせていただければと思いますけれどもよろしゅうございますでしょうか。

(勢一委員長)

私が申し上げた趣旨は、これに追加をするというわけではなくて、いくつかの意見に対して、委員会のパブリックコメントとしては、我々の所掌ではないので回答はできないけれども、何らか県の方で補足するような、コメントがあればという趣旨です。

この回答の部分を変更するという趣旨ではなくて、何か補足で追加のものがあればという趣旨でしたので、こちらの考え方については、変える必要があるとは考えていないという意味です。

(事務局)

ありがとうございます。

このご意見は、普段から、ご意見をいただいているところでございまして、いろいろコミュニケーションをとりながらやっているところでございますので、ここの意見のところには、特段補足とかということで記載する必要はないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(勢一委員長)

ありがとうございます。

貴重なご意見が寄せられていますので、ぜひ今後の県の政策の方にも反映していただければと思います。

それでは、本委員会としてパブリックコメントに対する個別の回答については、事務局案を了承するという形でよろしゅうございますでしょうか。

(意見なし)

はい、ありがとうございます。

議事1の方はこれで終了にさせていただければと思います。

■議事 「福岡県宿泊税検討委員会 報告書(案)」について

続きまして、最後の議論になりますけれども、議事の2、福岡県宿泊税検討委員会報告書案の議論に移って参ります。

お手元にございます報告書案につきましては、前回第2回の検討会でお示した素案に、事務局において「まとめ」と「おわりに」のところの議論を受けて、追記をしているものになります。パブリックコメントを実施する前に各委員の皆様にもう一度ご確認をいただいているところでございますけれども、検討委員会の結論となる部分になりますので、改めて「まとめ」と「おわりに」の部分について認識の共有をしていきたいと思っております。

また、事務局には時間の経過を踏まえて、データの更新をさせていただいております。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から配付資料に基づき説明)

(勢一委員長)

丁寧なご説明ありがとうございました。

事務局から補足で説明をいただきましたけれども、北九州市と、福岡市、同時並行で議論をして、いずれも条例の施行状況を受けた制度の検討をして、我々の今検討中の報告書の最終案とほぼ同じ方向性というのが出ているところでございます。

では今、ご確認いただきました報告書の最終案につきまして、ご質問、ご意見等、お願いしたいと思っております。

いかがでございましょうか。

(南委員)

1点だけ、今いろいろな数値をご発表いただきまして、速報値であったり、今回4、6月まで変更されたり、最終的な案が取れた段階で、速報値が確定値に変わったりした場合、速報値を抜くとかこのままの表現でいかれるのか。

(事務局)

本日のこの第3回の検討委員会で、この報告書案につきまして取りまとめが行われた暁には、本日のこの検討委員会の終了後にはこの案が取れるというような形になろうかというふうに理解をしております。今日ここでこの報告書がまとめれば、その後にデータが変更し、確定値になったり追加の情報が入ったりしても、報告書自体はもうこの状況という形で考えているところでございます。

(松本委員)

この後の手続きとして何かこの報告書を受けて、県としてはどういう形で、このままいくとかいかないとか、どのようになるのでしょうか。

(事務局)

この報告書が取りまとめられた暁には、当然私ども、この報告書を県の中で知事まで報告をいたしまして、今後の方向性というのを決定するというような状況でございます。

加えまして、この報告書が本日取りまとめられれば、現在、9月議会が開会中でございますけれども、議会の中でも常任委員会でこの報告書を取りまとめられた結果についてご報告をさせていただくとともに、間に合えば県知事まで上げた内容についてご報告というような形で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

(松本委員)

ありがとうございます。

先ほどのご質問と重なりますけど、せっかく現状と課題、特に課題の方ですが、今回パブリックコメントでも宿泊事業者さんの声とか結構いただいているので、その辺をしっかりと報告書の中身というか、課題認識を共有されるのがやはり大事なのではないかと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

これまで、この検討委員会2回開催していただいておりますけれども、その都度、議会それから知事の方にも検討状況、皆様のご意見等も踏まえて、アンケート結果等もご報告をさせていただいているところでございますので、その点は皆様方にも伝わっているのではないかと我々としては考えているところでございます。

(勢一委員長)

重要なお指摘ありがとうございます。

確かに本委員会に関わるのは、色々な分野ですけれども、やはりその時に出てきたデータであるとか、課題、特に現場の皆さんからいただいたお声というのは、今後の県政にとって非常に重要な指標になると思いますので、ぜひ幅広く共有できるところは共有して活用いただければと思います。

(井上委員)

私の中で感想と意見と、要望と、思いを三つ最後に言わせていただければと思います。

5月の24日第1回に、私も委員という立場でありながら、宿泊事業者の代表という形で参加をさせていただきました。冒頭に宿泊税ありきの議論は反対であるということを示しました。その中で、余りにも性急な議論といいますか、大変時間をかけずに、今日9月12日に至ったということであり、5月24日から9月12日と考えたら、お分かりのとおり半年もないという状況の中での宿泊税ありきの議論として、この検討会が進んだということについては非常に残念に思うし、悲しく思っています。

今、松本委員からもご指摘がありましたこのパブリックコメント、意外と、我々宿泊事業者の方々が、いろいろ意見を出して書いているなど拝察をしております。

その中で最後、33ページの、今、事務局から説明のあった中段の方でしょうか。かねてから私も宿泊事業者の方々の声として、宿泊税導入から3年間、本当に異常事態であるコロナ禍に見舞われたということで、いろいろデータを示していただいた中で、極めて数字が落ち込んでいるということの中で、平常時のデータが得られなかったのが本当に残念であると。

もし今、インバウンドが戻ってきたとか、正常の状況に近づいてきたと言っても、ここ1年も経っていない。旅行会社の皆さんもそうだと思うんですけれども、そういう中で、最後の方に、条例附則第6条に定めた5年間という期間を待たずに検討に入るなど柔軟な対応を行うということ、とまとめていただいていますけれども、強い要望といたしましては、この宿泊税ありきの議論が進んで、今日この報告書を上げていくということであり、その中でどうしてもいろいろな事業者の声を聞いていただかないといけないということの中で、5年先っていうのはどうなっているんだろうということもありますし、事務局の皆さんは、そのときはもういっしょにやらないかもしれないんですけれども、もう一度正常の状態になって、5年間を待たずに、ぜひともこの検討会、いろんな形でやっていただければと思います。今、コロナが増え続けている話がありますけれども、社会経済活動が止まらないように、宿泊税の税収もまた伸びていくというような形を望んでおります。

また、昨今の原材料の高騰、エネルギー価格の高騰、そういった意味で非常にやっぱり経営環境が苦しくなっている中での、宿泊税の徴収ということになりますので、これからも宿泊税の徴収で頑張っている宿泊事業者の声をしっかり聞いていただいて取り組んでいただければと思っています。

(勢一委員長)

ご意見ありがとうございました。

井上委員にご参加いただいたことで、まさに宿泊事業者の現場の声をここで、しっかり我々に共有して下さったと思っています。

宿泊事業者の方々のコロナ禍でのご苦労は、報告書前半の問題状況のところでも、しっかり書かせていただきましたし、またそうした状況を踏まえたご意見として、33ページのところでは、平常時の

データが得られなかったというご指摘で、正常化した段階で再度検討すべきであるというようなお言葉、あとは5年という期間を待たずに検討に入る、井上委員の力強いご意見のもとで我々もこういうことが大事だということで、最後の「おわりに」に入れさせていただいています。

確かにこれから先どういう形になるかは、非常に不透明なところもございますけれども、やはり福岡の観光や宿泊事業者の皆さんの経営基盤は非常に大事ですから、その強化のためにも宿泊税を財源として、しっかり政策をやっていくことが不可欠であろうと、私自身も考えております。貴重なご意見ありがとうございました。他の委員の皆様いかがでしょうか。

(佐藤委員)

観光連盟の立場から1点だけ。33ページの終わりのところに、課題が三つ挙げてありまして①のところで北九州市福岡市の実務協議を密に行うなど、さらなる連携に向けた取り組みが必要であるということが書かれているわけですが、これが同様の内容で北九州市と福岡市の報告書にも書かれていることを強く望むところではあるんですけども、この宿泊税の問題、この繋がりをキーワードにして、福岡県と北九州市、福岡県と福岡市、また、北九州市と福岡市、3者の連携がさらに進んでいって観光振興という切り口での連携に繋がっていくようになることが、宿泊税のもとと本来持つ意味ではないかというふうに思います。

来年4月から、デスティネーションキャンペーンが開始をされて福岡県を挙げて、全国のお客様を迎える取り組みを行うわけですが、これを機会に、福岡市と、福岡県、さらに、福岡市と北九州市、北九州市と福岡県の観光振興の連携がより深く強くなっていくことができたらと思いますので、そういう意味では行政区分を超えての協力というのは大変難しいことは重々承知をいたしました上で、常設の会議体を設定いただくなど、お力添えをいただければ、福岡県内、多くの観光事業者にとってプラスになるのではないかというふうに考えてございます。

ただ、なかなか難しいお願いをさせていただきます。よろしくをお願いをしたいと思います。

(勢一委員長)

重要なご意見ありがとうございました。事務局は何かございますでしょうか。

(事務局)

貴重な意見ありがとうございました。

この宿泊税の導入の時の経緯もあって、福岡市と北九州市がクローズアップされておりますけども、私ども福岡県には県内60市町村ございまして、今回のデスティネーションキャンペーンもありますけれども、県内挙げて観光振興に取り組んでいくという姿勢は、非常に大切であり、基本中の基本だというふうに我々も思っておりますので、両政令市を含めた県内60市町村ともしっかりと連携を図りながら、今後観光振興しっかりと推進していきたいというふうに考えております。

(勢一委員長)

ありがとうございました、決意表明をしていただきました。

やはり観光政策は、地域を周遊いただくのが非常に重要ですので、複数の自治体が協力するのが大

事ですし、やはりそこを県が音頭を取って頑張ってくださいということだと思います。ご要望と併せて、応援であると思いますので、よろしく願いいたします。

(南委員)

旅行業者の立場からお願いでございますが、旅行会社、旅行業者というのは、この宿泊税の納税義務者ではないんですが、代行で、実際お客様から収受する、募集型企画旅行であったり、受注型企画旅行の場合は、ほぼ旅行業者が宿泊税を収受して、宿泊業者の方に振り込む作業をしております。

33 ページの付言の2番目でございますが、ぜひお客様、一般の方に対しての周知をぜひお願いしたいと思います。

自治体によって、収受する自治体、収受しない自治体というのがございますので、その説明がしやすい、周知をしていただければということが、お願いでございます。

(事務局)

南委員、貴重なご意見ありがとうございます、前回からも、ご指摘をいただいているところでございます。私ども、一般の方々にもしっかりと宿泊税がどのように活用されているのかということを知りていくことが非常に大切だと思っています。

先ほど申し上げた議会の、常任委員会でもいろいろご報告をさせていただいている中でもしっかりと広報に努めるということは最低限必要だというようなことのご指摘もいただいております。

現在、私ども観光の部局それから税務課とともに、今後こういった形で宿泊税の活用の状況を周知していくことが適当かというようなことを今、話し合いをしておりますので、今後しっかりと、皆様に宿泊税の用途、活用状況などが伝わるように努めて参りたいと考えております。

(井上委員)

佐藤委員の意見に追随してちょっと言いたいことと、宿泊税についての大きな意味で、今、業界団体の会長をしていますので、その辺の話をしたいと思っています。

報告書に北九州市、福岡市との連携の強化と書いていますが、宿泊税は3年前に非常にいろいろな物議を醸して導入に至ったという経緯がございます。その中で、いろいろと政治家の先生方や、委員の先生方の話をいろいろ聞く中で、できれば最後はオール福岡で、5年間の検討とかその前でもいいですし、密に連携していただきたいと思います。今、福岡県、福岡市、北九州市の特に首長の連携というのは、良くなってきているのかなというふうに、一県民として思っています。

その中でできれば、この宿泊税の使途については、「県はこんなことをしているけど市はしていない」とか、いろんな意見が組合の中の事業者の中でもいろいろ話が出るところでございますので、できれば一本化していただくのが望ましいなど。

私は、どうしても県という立場でこういうところに呼ばれますので、宿泊税というのは福岡県が一本化してやるのが非常に望ましいというふうに私は考える立場であります。

同時に私は東京に上ることが多いんですけれども、東京都も含めて、全国的に、宿泊税の議論が始まっています、この宿泊税というのは地方税にとっていろいろなところの議論、北海道から沖縄ま

で、私も様々な仲間がたくさんいまして、宿泊税の考え方について私も業界団体のトップとして、提言、これは国に対する提言ということと、地方に対する提言ということで、法定外目的税の地方税になりますんで、この辺に対しては、我々の仲間のその辺の提言をする人達に、今後の宿泊税については県ですなのか、政令市ですなのか、市町村ですなのか、そういったことをよく考えて取り組まないといけない、というようなことを、全国の旅館ホテル組合の会長として、仲間の皆さんに言っているところであります。

今年、来年から全国的にこの宿泊税の議論がいろいろな市町村、県、政令市、始まってきているというのが実情でございます。

(勢一委員長)

ご意見ありがとうございました。

井上委員は、全国のことを把握しておられるので、そういう意味では全国的な動きのご教授もいただきました。本当におっしゃる通りで、実は宿泊税に対する全国的な注目度は非常に高くありまして、まさにご紹介いただいた通り、各地で検討が始まっているという状況です。

そういう意味では福岡県は、政令市を含めて、事例がありますので、全国的にも大いに注目をされており、今後も、注目され続けるというところでもありますので、そういう意味では今回我々が検討して、これを「おわりに」のところで、今後の方向性についても、まとめましたけれども、こうしたところを留意して、是非とも全国的に注目を集める観光立県であっていただきたいと感じたところでございます。ありがとうございました。

それでは、修正意見はございませんでしたので、たくさんのご意見をちょうだいいたしましたけれども、報告書につきましては本日事務局からお示しいただいた案の通りということで、決定をさせていただければと思います。

決定した報告書につきましては先ほど、事務局から説明がございましたけれども、事務局を通じて、知事に提出するという形にしたいと思います。

皆様におかれましては、第1回の会議から本日の報告書決定に至るまで、非常に熱心にご議論をいただきました。誠にありがとうございました。

先ほど、宿泊税が全国的に注目をされているということを、井上委員からご紹介いただきましたけれども、その中で、福岡県と、県内の2政令市は3年間、コロナ禍においても宿泊税の制度を守り続けたという状況です。

今後さらに、観光振興にしっかり取り組むために宿泊税を運用していくことが必要です。その運用していく際には、どういう方向性でお願いしたいかについては、委員の皆様から多数、ご要望いただいて、報告書にまとめることができました。

報告書に書かれていないけれども、ぜひこういうことには留意していただきたいというようなご示唆も本日もたくさんいただきましたので、県におきましては今後の制度運用において、多分に留意して進めていただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議の議事はすべて終了となります。事務局にお返しいたします。

(事務局)

勢一委員長、委員の皆様、本当にどうもありがとうございました。

第1回の5月の委員会以来、皆様には本当に真摯に宿泊税について、いろいろなご意見、また、ご指摘等いただきまして、大変参考になりました。

まず、皆様には、大変貴重なご意見いただいたところなのですが、第1回の委員会でご指摘いただきました内容で、やはり利用者、宿泊者や観光事業者の皆様の視点からしっかり検証していくべきではないかということで、旅館ホテル組合の皆様のご協力を得て宿泊事業者の皆様へのアンケートや、また聞き取りヒアリング等を行わせていただきました。

その中でやはり、私達は皆様がどういった思いで事業をされているか、そしてまた宿泊税に対してどんなお考えをお持ちかということを知ることができました。

これは現場の声として、私たち行政にとって貴重なご意見となりました。本当にありがとうございました。

そしてまた、先ほどいろいろご意見をいただきました中で、報告書の33ページに集約はされておりますけれども、こちらに書いてあるような内容につきまして、私たちはしっかり受けとめまして、この宿泊税が利用者の皆様、観光事業者の皆様、そして県民の皆様にご理解いただいて、しっかり本県の観光振興に役立つような使い方ができるよう今後考えていきたいと思っております。

皆様におかれましては、引き続き私どもに対しご意見、そしてご指導いただけますよう、よろしく願いいたします。本当にどうもありがとうございました。